

証券コード 3712  
2021年12月1日

株 主 各 位

大阪市中央区安土町2丁目3番13号

株式会社情報企画

代表取締役社長 松岡 勇 佑

## 第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止を第一に考え、書面（郵送）による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月15日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

**【株主総会お土産配布の中止に関するお知らせ】**  
新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、本総会にご来場の株主の皆様への、お土産の配布は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月16日（木曜日）午後1時30分（受付開始：午後1時）
2. 場 所 大阪市中央区安土町2丁目3番13号  
大阪国際ビルディング17階 1705号室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3. 目的事項  
報告事項 第35期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本年につきましては、株主総会終了後の経営説明会を開催いたしません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jyohokikaku.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 【新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について】

当社では、株主様の健康と安全を最優先に考え、「新型コロナウイルス」の感染防止に向けて下記のとおりご案内申し上げますとともに、皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

### 《株主様へのお願い》

- ・本総会につきましては、健康状態にかかわらず可能な限りご来場を見合わせることをご検討いただき、書面（郵送）にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は、本年はご来場をお控えいただくことを強くお勧めいたします。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染が疑われる方は、ご来場をお控えくださいますよう、お願い申し上げます。感染防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

### 《当社の対応について》

- ・感染防止のため、ご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。
- ・会場入り口にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場入り口での検温等の措置を行う場合があります。それにより、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・密集防止の観点から、座席の間隔を広げるため、本総会会場の座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただきましても、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・本総会の議事は、開催時間をなるべく短縮する観点から、多くの点で具体的な説明を簡素化させていただく予定です。また、例年総会后に行っております経営説明会につきましても、取りやめさせていただきます。
- ・当社の役員及び株主総会運営のスタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済については、新型コロナウイルス感染症は、予防接種の進展などにより一定の沈静化が見られます。日経平均株価や為替などは比較的堅調で、消費や生産は持ち直しの兆しもあります。当社の主要な販売先である金融機関も緊急融資等による貸出金の増加から低金利下でも業況は改善している先もあります。当社は、WEB会議やリモートメンテナンスを活用し効率的な営業・開発業務を行っています。

業況につきましては、「システム事業」は、「融資稟議支援システム」が信用金庫中心に多くの受注を獲得し大幅増収となったほか、「財務分析・企業評価支援システム」の拡販が進み増収となり、「担保不動産評価管理システム」も地方銀行や信用金庫で更改案件が多数受注されています。システム開発に係る「システムインテグレーション部門」とシステムのメンテナンスを行う「システムサポート部門」の当事業年度の売上高は前期比増収となり、営業利益も前期比増益となっております。

「不動産賃貸事業」につきましては、賃貸収入の売上高は前期比増収となり、営業利益も前期比増益となっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,147,709千円（前期比3.7%増）、営業利益は1,227,108千円（同9.9%増）、経常利益は1,227,885千円（同9.9%増）、当期純利益は868,666千円（同12.3%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

区 分	第 34 期 (2020年9月期)		第35期(当期) (2021年9月期)		前 期 比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
シ ス テ ム 事 業	千円 2,856,175	% 94.1	千円 2,959,336	% 94.0	千円 103,160	% 3.6
システムインテグレーション部門	1,837,888	60.6	1,932,400	61.4	94,511	5.1
うち担保管理システム	513,433	16.9	472,337	15.0	△41,096	△8.0
うち格付システム 決算書リーディングシステム	372,563	12.3	291,534	9.3	△81,028	△21.7
うち自己査定支援システム	149,027	4.9	153,700	4.9	4,673	3.1
うち融資稟議支援システム 契約書作成支援システム	445,705	14.7	524,401	16.7	78,695	17.7
う ち そ の 他	357,158	11.8	490,425	15.6	133,267	37.3
システムサポート部門	1,018,287	33.5	1,026,936	32.6	8,649	0.8
不 動 産 賃 貸 事 業	179,330	5.9	188,372	6.0	9,042	5.0
合 計	3,035,506	100.0	3,147,709	100.0	112,202	3.7

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1) システム事業

### <システムインテグレーション部門>

「融資稟議支援システム」は、コロナ禍からペーパーレス等業務効率化の必要性が増し、信用金庫から多くの受注を獲得し大幅増収となりました。「財務分析・企業評価支援システム」は、地銀中心に受注を獲得し増収となっています。主要なシステムである「担保不動産評価管理システム」は、地方銀行や信用金庫から多くの更改案件を受注しており、売上高に貢献しております。また「自己査定支援システム」も更改案件中心に安定的に増収となりました。この結果、システムインテグレーション部門の売上高は、1,932,400千円(前期比5.1%増)、売上高構成比は61.4%となりました。

<システムサポート部門>

メンテナンスの売上高は、システム導入が進み前期比増収となり、システムサポート部門の売上高は1,026,936千円（前期比0.8%増）、売上高構成比は32.6%となりました。

以上の結果、システム事業の売上高は2,959,336千円（前期比3.6%増）、セグメント利益は1,130,090千円（同9.6%増）となりました。

2) 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、賃貸マンション3棟、立体駐車場1棟、賃貸オフィス1棟及び賃貸店舗2件の計7物件あり、当事業年度の売上高は、賃貸収入188,372千円（前期比5.0%増）、セグメント利益は97,017千円（同12.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、59,939千円であります。その主な内容は、事務所移転に伴う工事及び備品の購入、システム事業におけるサーバー等の事務用機器及びソフトウェアの購入によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2018年9月期)	第 33 期 (2019年9月期)	第 34 期 (2020年9月期)	第35期(当期) (2021年9月期)
売 上 高(千円)	2,645,079	2,848,304	3,035,506	3,147,709
経 常 利 益(千円)	911,125	1,022,850	1,117,068	1,227,885
当 期 純 利 益(千円)	637,569	707,735	773,191	868,666
1株当たり当期純利益(円)	190.33	211.27	230.82	259.33
総 資 産(千円)	4,570,156	5,170,760	5,860,854	6,421,724
純 資 産(千円)	3,510,381	3,983,627	4,488,299	5,088,992
1株当たり純資産額(円)	1,047.92	1,189.19	1,339.93	1,519.26

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 新商品の開発

当社は金融機関の融資部や審査部向けの信用リスク管理業務のシステムを中心に開発、販売してまいりました。コロナ禍により主要な販売先である金融機関は、業務効率化や収益獲得に結びつくシステムへの要望が強く、特にクラウド型のシステムへの関心が高くなりつつあります。そのため融資稟議等審査部向けのみならず営業推進や総務、経理、資金証券、営業店窓口業務向けのシステムにも注力して展開しています。今後も金融機関を主要な販売先としていくとともに、新たな顧客の開拓を進め、それら顧客のニーズを把握し的確な提案を行い、新商品を開発、販売していきたいと考えています。

### ② IT技術への対応

昨今のIT関連技術の進展は目覚しく、AI（人工知能）やDX（デジタルトランスフォーメーション）などが話題に上ることが多くなっています。このような革新的なIT技術を実務に反映させるのは時間を要しますが、必要に応じて様々な技術を商品開発に繋げていくことも検討していく所存です。

③ 優秀な人材の確保と活用

顧客である金融機関のニーズに対応していくためには営業及び開発の各局面において優秀な人材が不可欠であります。コロナ禍ではオンラインによる会社説明会の開催、WEBによる面接等を行い、採用活動を実施しました。これらにより優秀な学生が採用されています。またWEBにより、新人研修や社員向けに階層別の実務と開発の研修も行っています。今後とも、多様な働き方に対応し、より一層優秀な人材の確保と定着に努めていきます。

(5) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

事業区分	事業内容
システム事業	金融機関向けシステムコンサルティング、企画、開発、販売、システムデータ入力代行
不動産賃貸事業	不動産賃貸、管理

(6) 主要な営業所等 (2021年9月30日現在)

本 社	大阪市中央区安土町2丁目3番13号
大阪研修センター	大阪市西区阿波座1丁目15番15号
東京営業部	東京都千代田区麹町3丁目3番6号
名古屋営業部	名古屋市中区丸の内2丁目18番25号

(7) 使用人の状況 (2021年9月30日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
141 (16) 名	5 (△1) 名	33.5歳	8.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート・アルバイトについては ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2021年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,360,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,090,000株
- (3) 株主数 3,989名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 岡 仁 史	800,000株	23.8%
有 限 会 社 サ ポ ー ト	325,000	9.7
情 報 企 画 従 業 員 持 株 会	229,400	6.8
松 岡 千 晴	122,000	3.6
光 通 信 株 式 会 社	119,300	3.5
立 石 雄 嗣	60,000	1.7
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	56,140	1.6
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	54,200	1.6
井 口 宗 久	51,700	1.5
見 附 博 明	45,000	1.3

- (注) 1. 当社は、自己株式を740,343株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式 (740,343株) を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2021年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	松岡仁史	
代表取締役社長	松岡勇佑	
専務取締役	井口宗久	営業本部長兼管理担当
取締役	中谷利仁	東京システム部長
取締役	塚越洋一	東京営業部 営業部長
取締役（監査等委員・常勤）	橋本政幸	
取締役（監査等委員）	田積司	弁護士法人 淀屋橋・山上合同 弁護士法人社員パートナー弁護士
取締役（監査等委員）	清原大	清原公認会計士事務所代表 （株）ダイレクトマーケティングミックス社外監査役 （株）Go Public 代表取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）田積 司氏及び取締役（監査等委員）清原 大氏は、社外取締役であります。
2. 当社は取締役（監査等委員）田積 司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）橋本政幸氏及び取締役（監査等委員）清原 大氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）田積 司氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は重要な会議等への出席や会計監査人及び内部監査室との十分な連携を通じ、監査等委員会の監査・監督機能の強化を図るため、橋本政幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

なお、当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）及び管理職従業員であり、保険料は全額当社が負担しております。

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月4日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

##### a 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、手続きの透明性及び客観性を確保するため、任意の報酬委員会を設置しています。報酬委員会では、取締役の報酬を短期のみならず中長期的な企業価値と業績の向上に資するような内容・水準とし、調査会社等が行っている役員報酬サーベイのデータを参考にしつつ、当社の事業規模や業態及び財務状況を踏まえ、株主総会において決議された総枠の範囲内で決定することを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬は固定報酬を基本報酬とします。

##### b 個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役の報酬は月例の固定報酬とし、業務執行役員としての職責・役割にふさわしく、対象期間の期待貢献度及び業績等を考慮して決定します。

##### c 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき報酬委員会が具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額を決定することとします。報酬委員会は、当該権限が適切に行使されるよう、役付取締役と社外取締役から構成されるものとします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
	名	千円
取締役（監査等委員を除く）	5	139,204
取締役（監査等委員）	3	15,681
合 計	8	154,886

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年12月17日開催の第29期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年12月17日開催の第29期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額20,203千円（取締役（監査等委員を除く）5名に対し19,371千円、取締役（監査等委員）3名に対し831千円）を含めて記載しております。
5. 当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額の決定については、報酬決定手続きの透明性及び客観性を確保するため、代表取締役会長松岡仁史氏、代表取締役社長松岡勇佑氏、専務取締役井口宗久氏、社外取締役（監査等委員）田積 司氏及び清原 大氏を構成員とする報酬委員会に委任し、同委員会において決定しております。
6. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容
取 締 役 (監査等委員)	田 積 司	弁護士法人 淀屋橋・山上合同	弁護士法人社員 パートナー弁護士
取 締 役 (監査等委員)	清 原 大	清原公認会計士事務所	代 表
		(株)ダイレクトマーケティングミックス	社 外 監 査 役
		(株) G o P u b l i c	代 表 取 締 役

当社と上記兼職先の他の法人等との間には、特別な関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	田 積 司	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、弁護士としての専門的見地から発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においても、同様の見地から、適宜発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。
取 締 役 (監査等委員)	清 原 大	当事業年度に開催された取締役会16回の全て、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地から発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においても、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は当社定款第23条及び会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

##### ④ 当事業年度に係る報酬等の総額

社外役員2名に対する報酬等の総額は8,363千円（うち役員退職慰労引当金繰入額は443千円）であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,912千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,912千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を精査した結果、会計監査人の報酬等について適正であると判断し、同意しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部統制システムの構築は企業の社会的責任の重要な要素と捉え、リスク管理体制・コンプライアンス体制・情報セキュリティ体制を中心に、会社全体としての体制整備と継続的な実施の推進に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンスを充実させることにより、公正な企業活動と正確でタイムリーな情報開示による経営の健全性・透明性の確保を図ります。

意思決定においては、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、経営環境の変化に的確かつ迅速に対応するため、重要案件については必要に応じて取締役会を開催します。

業務執行においては、社内規程で責任部門・執行手続を定めるとともに、「職務権限規程」で裁決権限を明確化します。また、監査等委員会による業務執行の妥当性・適法性に関するチェックのほか、内部監査室及び会計監査人による業務・会計監査をあわせて実施します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する重要な文書等に関しては、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理いたします。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクとして、個人情報流出のリスクについては、「データ管理規程」を制定し、リスクの回避、減少等の対策を実行するほか、「セキュリティ管理規程」等の制定により全社的なリスクの把握を行います。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の業務分掌を明確化し、権限分配により職務執行の効率化を図るとともに、取締役会の監督機能を強化する一方、迅速なる経営戦略・方針等の意思決定を行います。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基本として「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンスに関する全社の方針、体制の維持・管理、コンプライアンスの推進を図ります。

- ⑥ **会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**  
当社の代表取締役が子会社の代表取締役を兼務するほか、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）が子会社の取締役を兼務し、当社監査等委員である取締役が子会社監査役を兼務することで、グループ間の情報伝達を推進するとともに、子会社の業務執行状況の監視、監督を行います。
- ⑦ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**  
監査等委員会の職務を補助すべき専任の組織・担当者は置いておりませんが、「監査等委員会規則」を制定し、監査上の必要があるときは内部監査部門等に報告を求め、又は特定事項の調査を依頼することができるよう定めております。
- ⑧ **上記⑦の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の上記⑦の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**  
監査等委員会の補助者を置く場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保すべきことに留意し、監査等委員会の同意のうえ、取締役会にて決定します。また監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた取締役及び使用人は、その指示に関する限りにおいては、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとします。
- ⑨ **当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制**  
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告するものとしています。また監査等委員会は、必要に応じて当社及び子会社の業務執行状況について取締役（監査等委員である取締役を除く）又は使用人に報告を求めることができます。
- ⑩ **上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**  
当社の監査等委員会への報告に関しては、内部通報に係る報告以外の報告であっても、「内部通報運用規程」の通報者保護規定を適用し、当該報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとします。

- ⑪ **監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- ⑫ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、取締役会のほか部課長会議などの重要会議に出席するとともに、各営業部内の責任者と適宜面談し必要に応じて説明聴取を行うこととしています。また、会計監査人及び内部監査室と連携し相互に情報交換を実施することにより、的確で効率的な監査を図ります。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① **内部統制システム全般**

当社は内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査等委員及び内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

- ② **取締役会の主な運用状況**

当社取締役会は、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。また当社各部門から毎月の活動状況の報告を受け、情報共有と経営管理の充実を図っております。

- ③ **監査等委員会の主な運用状況**

監査等委員会は、「監査等委員会監査基準」に基づき、審議をしております。各監査等委員は、取締役会において発言を行い、常勤監査等委員は、この他重要な部課長会議に出席し、発言、調査する等監査の充実を図っております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とし、配当性向40%程度を目標としております。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応える技術開発の強化や新規事業の展開に有効投資してまいりたいと考えております。

# 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,405,468</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>977,168</b>
現金及び預金	2,459,377	買掛金	92,580
売掛金	904,429	未払金	89,639
仕掛品	22,269	未払消費税等	75,022
前払費用	11,726	未払法人税等	216,163
未収収益	2,836	預り金	9,013
その他	4,829	前受収益	387,946
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,016,255</b>	賞与引当金	102,002
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,708,739</b>	製品保証引当金	3,298
建築物	1,026,882	その他	1,501
構築物	721	<b>固 定 負 債</b>	<b>355,563</b>
機械及び装置	0	役員退職慰労引当金	285,726
工具、器具及び備品	15,246	長期預り保証金	69,836
土地	1,665,888	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,332,731</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>25,113</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
電話加入権	1,116	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,088,992</b>
ソフトウェア	23,997	資本金	326,625
<b>投資その他の資産</b>	<b>282,402</b>	資本剰余金	365,175
関係会社株式	10,000	資本準備金	365,175
繰延税金資産	155,995	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>5,161,820</b>
会員権	12,650	利益準備金	1,816
差入保証金	103,757	その他利益剰余金	5,160,003
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,421,724</b>	繰越利益剰余金	5,160,003
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△764,627</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,088,992</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>6,421,724</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2020年10月 1 日から )  
( 2021年 9 月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,147,709
売 上 原 価	1,193,000
売 上 総 利 益	1,954,708
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	727,600
営 業 利 益	1,227,108
営 業 外 収 益	777
経 常 利 益	1,227,885
特 別 利 益	25,253
固 定 資 産 受 贈 益	25,253
税 引 前 当 期 純 利 益	1,253,138
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	385,586
法 人 税 等 調 整 額	△1,113
当 期 純 利 益	868,666

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2020年10月 1 日から  
2021年 9 月30日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰 余 金			
当事業年度期首残高	326,625	365,175	1,816	4,559,310	△764,627	4,488,299	4,488,299
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当				△267,972		△267,972	△267,972
当 期 純 利 益				868,666		868,666	868,666
事業年度中の変動額合計	-	-	-	600,693	-	600,693	600,693
当事業年度末残高	326,625	365,175	1,816	5,160,003	△764,627	5,088,992	5,088,992

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| ① 子会社株式               | 移動平均法による原価法。  |
| ② その他有価証券<br>・時価のあるもの | 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。 |
| ・時価のないもの              | 移動平均法による原価法。  |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |  |  |
|--|--|
| ① 有形固定資産<br>(リース資産を除く)                 | 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。<br>なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。<br>建物 10～42年<br>構築物 11年<br>機械及び装置 6年<br>工具、器具及び備品 3～8年 |
| ② 無形固定資産<br>(リース資産を除く)<br>・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。   |
| ③ リース資産                                | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  |

#### (3) 引当金の計上基準

- |             |  |
|-------------|--|
| ① 賞与引当金     | 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。           |
| ② 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。         |
| ③ 製品保証引当金   | 製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績率を基準とした補修見積額を引当計上しております。 |

- (4) 収益及び費用の計上基準  
 完成工事高及び完成工事原価の計上基準  
 ・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件（工期がごく短期間のもの等を除く）  
     工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）  
 ・その他の案件  
     工事完成基準
- (5) 消費税等の会計処理の方法  
 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

工事進行基準による収益認識

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
売上高	262,175千円

（注）検収済の案件を除く。

- (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

### ①算出方法

受注制作のソフトウェアについて当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件（工期がごく短期間のもの等を除く）には、工事進行基準（進捗度の見積りは原価比例法）を適用して売上高を計上しております。

進捗度は、受注制作のソフトウェアの開発原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき測定され、開発原価総額の見積りは、主として開発工数の見積りに時間単価を乗じて算定しております。

### ②主要な仮定

工事進行基準における重要な見積りは、開発原価総額であり、ソフトウェア開発の作業に伴い発生が見込まれる開発工数が主要な仮定として挙げられます。開発工数の見積りに際しては、案件ごとの仕様や工期等を勘案した上で、システム構築及びプロジェクトマネジメントに関する専門的な知識と経験を有する開発担当者により個別に行われております。

### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

開発途中での仕様変更や想定外の事象の発生等により、この見積りが変更された場合には、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症による影響については、当事業年度末時点において当社の事業活動に重要な影響を与えていないことから、業績に与える影響は軽微であると仮定し、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

## 5. 貸借対照表に関する注記

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 471,610千円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債務 | 345千円     |

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 4,101千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,090,000株	－株	－株	4,090,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	740,343株	－株	－株	740,343株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2020年12月17日開催の第34期定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	133,986千円
・ 1株当たり配当額	40円
・ 基準日	2020年9月30日
・ 効力発生日	2020年12月18日

ロ. 2021年5月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	133,986千円
・ 1株当たり配当額	40円
・ 基準日	2021年3月31日
・ 効力発生日	2021年6月7日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの  
2021年12月16日開催予定の第35期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	150,734千円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	45円
・ 基準日	2021年9月30日
・ 効力発生日	2021年12月17日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	11,740千円
未払事業所税	238千円
賞与引当金	31,192千円
製品保証引当金	1,008千円
役員退職慰労引当金	87,375千円
ゴルフ会員権評価損	7,744千円
資産除去債務	3,936千円
ソフトウェア	12,758千円
繰延税金資産合計	<u>155,995千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>155,995千円</u>

## 9. リースにより使用する固定資産に関する注記

内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

## 10. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品を基本としております。また、借入金等による資金調達は行っておりません。デリバティブ取引は、余資運用目的で行うこととし、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に事務所の賃貸契約における保証金であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期預り保証金は、不動産の賃貸契約に際し、賃借人より預っている保証金及び建設協力金等であり、一定期間又は賃貸期間終了時において相手先に返済するものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、「販売管理規程」に従い、期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の有無を随時把握する体制としております。

##### ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び長期預り保証金については、当社の経理部門において適時に資金繰計画を作成するなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,459,377	2,459,377	—
(2) 売掛金	904,429	904,429	—
(3) 差入保証金	103,757	74,131	△29,626
資産計	3,467,564	3,437,938	△29,626
(1) 買掛金	92,580	92,580	—
(2) 未払金	89,639	89,639	—
(3) 未払法人税等	216,163	216,163	—
(4) 長期預り保証金	69,836	69,267	△569
負債計	468,219	467,650	△569

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	10,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,459,200	—	—	—
売掛金	904,429	—	—	—
差入保証金	—	21,567	—	82,189
合計	3,363,630	21,567	—	82,189

## 11. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪府内において、賃貸マンション3棟、立体駐車場1棟、賃貸オフィス1棟及び賃貸店舗2件の計7物件（いずれも土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
2,621,966	2,618,000

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,519円26銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 259円33銭   |

## 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年11月12日

株式会社情報企画  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 押谷 崇雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中尾 志都

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社情報企画の2020年10月1日から2021年9月30日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月12日

株式会社情報企画 監査等委員会

監査等委員 橋 本 政 幸 ㊟

監査等委員 田 積 司 ㊟

監査等委員 清 原 大 ㊟

(注) 監査等委員田積 司及び清原 大は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金45円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は150,734,565円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年12月17日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まつおかひとし 松岡仁史 (1958年3月28日生)	1981年10月 アーサーアンダーセン公認会計士 共同事務所入所 1985年6月 公認会計士登録 1985年10月 中谷公認会計士事務所入所 1986年10月 当社設立・取締役就任 1987年11月 当社代表取締役社長就任 2019年12月 当社代表取締役会長就任（現任）	800,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>松岡仁史氏は、当社の創業者であり、長年に亘り経営トップとして優れた経営手腕を発揮し、経営の指揮・監督を適切に行い当社を牽引してまいりました。これまでの豊富な経験と経営全般に関する知見を有しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	まつおか ゆう すけ 松岡 勇 佑 (1983年11月14日生)	2007年 4月 (株)シンプレクス・テクノロジー (現シンプレクス(株)) 入社	29,500株
		2011年 2月 有限責任あずさ監査法人入社 2014年 4月 当社入社 2014年 8月 公認会計士登録 2015年12月 当社取締役(財務担当) 就任 2017年12月 当社代表取締役副社長(財務担当) 就任 2019年12月 当社代表取締役社長就任(現任)	
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>松岡勇佑氏は、取締役就任以来、強いリーダーシップを発揮し、代表取締役社長就任後は、経営トップとしての職責を果たし企業経営に尽力しております。また、公認会計士としての知識と経験を有しており、経営の監督を適切に行っております。今後も業務執行とともに経営の意思決定において、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
3	いぐち むね ひさ 井口 宗 久 (1959年 3月18日生)	1981年 4月 大和銀総合システム(株) (現(株)DACS) 入社	51,700株
		1987年 4月 日本シー・アンド・シーシステムズ(株) (現Profit Cube(株)) 入社 1998年 2月 当社入社 2001年 9月 当社名古屋営業部長 2003年12月 当社取締役就任 2004年 6月 当社大阪営業部長 2007年 4月 当社常務取締役就任 2019年12月 当社営業本部長兼管理担当(現任) 2020年12月 当社専務取締役就任(現任)	
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>井口宗久氏は、取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たすとともに、営業部門の責任者として、当社の業容の拡大と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。これまでの豊富な経験と実績により、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	なかやとしひと 中谷利仁 (1971年12月2日生)	1998年4月 (株)カナデン入社 2001年11月 当社入社 2011年4月 当社東京システム部長 (現任) 2012年12月 当社取締役就任 (現任)	29,100株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>中谷利仁氏は、開発部門での幅広い業務経験を有しており、開発部門の責任者として部門全体を牽引し、事業の成長と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。これまでの豊富な経験と実績により、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
5	つかごしよういち 塚越洋一 (1957年4月22日生)	1980年4月 日本エヌ・シー・アール(株) (現日本NCR(株)) 入社 1986年6月 日本シー・アンド・シーシステムズ(株) (現Profit Cube(株)) 入社 2001年4月 当社入社 2002年10月 当社東京営業2部 営業部長 2013年4月 当社東京営業部 営業部長 (現任) 2016年12月 当社取締役就任 (現任)	23,900株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>塚越洋一氏は、入社以来、営業部門の要職を歴任し、業績拡大や新規取引先の拡大に取り組み、事業の成長と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。今後もこれまでの豊富な経験と実績に基づき、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために期待される人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告9頁に記載のとおりです。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	はし 橋 もと 本 まさ 政 ゆき 幸 (1958年6月23日生)	1982年4月 株住友銀行（現株三井住友銀行）入行 2001年4月 公認会計士登録 2003年11月 当社入社 2004年10月 当社管理部長 2004年12月 当社取締役就任 2015年12月 当社取締役（監査等委員・常勤）就任（現任）	900株
取締役候補者とした理由 橋本政幸氏は、公認会計士として会計及び財務に関して十分な知見を有し、監査等委員である取締役としてその職責を果たしてきております。今後も取締役会における監督、意思決定のために適切な人材であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。 監査等委員である取締役在任年数：6年（本総会終結時）			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	きよ はら だい 清 原 大 (1971年11月21日生)	1995年 4月 大阪印刷インキ製造(株)入社 1999年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2003年 5月 公認会計士登録 2019年 1月 清原公認会計士事務所代表(現任) 2019年 3月 (株)ダイレクトマーケティングミックス 社外監査役(現任) 2019年 6月 税理士登録 2019年 7月 (株)Go Public代表取締役(現任) 2019年10月 (一社)地域情報共創センター監事(現任) 2019年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) [重要な兼職の状況] 清原公認会計士事務所代表 (株)ダイレクトマーケティングミックス社外監査役 (株)Go Public代表取締役	300株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>清原大氏は、公認会計士として会計及び財務に関して十分な知見を有し、専門的見地から監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行っていただいております。引き続き期待される上記の役割を客観的な立場から果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。また、同氏が選任された場合は、引き続き報酬委員会の委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>監査等委員である取締役在任年数：2年(本総会最終時)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	※ あさ かわ けい た 浅 川 敬 太 (1983年 4 月18日生)	2009年 4 月 医師免許取得 諏訪中央病院（長野県）勤務 2012年 4 月 大阪府済生会千里病院 千里救命救急センター勤務 2018年 8 月 社会医療法人北斗会さわ病院勤務 2019年12月 弁護士登録（大阪弁護士会所属） 梅田総合法律事務所所属（現任） 2020年 1 月 イオンリテール(株)嘱託産業医（現任） [重要な兼職の状況] 梅田総合法律事務所 弁護士 イオンリテール(株) 嘱託産業医	－株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>浅川敬太氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、医師及び弁護士としての幅広い見識を有しており、それらの専門的知見から取締役の職務執行に対する監査・監督を行っていただくことが期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬委員会の委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 清原 大氏及び浅川敬太氏は、社外取締役候補者であります。
4. 清原 大氏及び浅川敬太氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。
5. 当社は清原 大氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。また、浅川敬太氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告9頁に記載のとおりです。なお、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

(ご参考)

本総会終結後の取締役のスキルマトリックス

(注) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合の各取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	地位	スキル・経験						
		経営	営業	開発	業界知見	人事	財務会計	法務リスク
松岡 仁史	代表取締役会長	○	○	○	○	○	○	○
松岡 勇佑	代表取締役社長	○	○	○	○	○	○	○
井口 宗久	専務取締役	○	○		○	○	○	○
中谷 利仁	取締役			○	○	○	○	○
塚越 洋一	取締役		○		○			
橋本 政幸	取締役 (監査等委員・常勤)				○	○	○	○
清原 大	社外取締役 (監査等委員)				○	○	○	○
浅川 敬太	社外取締役 (監査等委員)							○

(注) 上記一覧表は、取締役の有する全てのスキル・経験を表すものではありません。

#### 第4号議案 退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される監査等委員である取締役田積 司氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社役員退職金規程に基づき、役位、在籍年数等に応じて支給するものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。

退任監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名			略 歴
た 田	つみ 積	つかさ 司	2008年12月 当社社外監査役 2015年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

以 上



